

事務連絡  
令和3年8月16日

入国者収容所首席入国警備官 殿 (処遇担当)  
地方出入国在留管理局首席入国警備官 殿 (処遇担当)  
地方出入国在留管理局支局首席入国警備官 殿 (処遇担当)

出入国在留管理庁  
出入国管理部警備課補佐官 梅原義裕

#### 女子の被収容者への処遇について

名古屋出入国在留管理局の被収容者の死亡事案に関しては、今月10日に調査報告書が公表され、全職員に対して同報告書が共有されたところです。

同報告書では、以下の状況があった旨の記載があります。

「午前5時15分頃、A氏は、ベッド上で自ら起き上がろうとした際、バランスを崩してベッドから床に落下した。看守勤務者2名がA氏の居室に入室し、2名でA氏の体を持ち上げてベッド上に移動させようとしたが、持ち上げることができず、対応可能な看守勤務者が増える午前8時頃に改めて対応しようと考え、A氏に対し、朝まで我慢して毛布を掛けて床に寝てほしい旨を述べ、A氏は、床に寝ている旨返答した。その後、A氏は、数回にわたりインターフォンを介するなどして看守勤務者に寒いなどと申し立てたが、看守勤務者は、入室はできない、もうしばらく待つてほしい旨返答した。午前8時前頃、看守勤務者3名がA氏の居室に入室し、看守勤務者1名がA氏の上半身を、看守勤務者2名がA氏の足をそれぞれ持ち上げて、A氏を床からベッドに移動させた。」

こうした対応について、今月11日に行われた同報告書の地方官署に対する説明会の参加者から、令和2年3月31日付け出入国管理部長指示を過度に遵守しようとした可能性があるとの指摘がされました。

同指示は、女子の被収容者の人権を重視し、女子の被収容者の脱衣の状態を視認する可能性がある平素の動静監視は、女子の入国警備官によって行われるべきことを示したものです。

報告書記載の上記状況は、「平素の動静監視」を行う場合ではなく、速やかな対応を行うことが相当な、通常と異なる状況であることから、こうした場合には、必要に応じて男子の入国警備官の応援を得て速やかに対処いただくよう、留意願います。

また、女子の被収容者への処遇に当たり、男子の入国警備官の応援を求めるべきかを直ちに判断しがたい場合は、上司に速やかに相談し、判断を仰ぐよう、部下職員に対する指導・徹底をお願いします。